

平成22年度第5回協働事業評価会

平成23年1月20日午後2時00分

区役所本庁舎6階第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、
村山委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

久塚座長 関口委員はまだですけれども、定足数に達していますから会議を始めます。

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいいたします。今日を含めてあと3回ということがございます。いよいよまとめのところなのですけれども、今日はまとめの議題だけではなくて規則を少し変えなければいけないものが、もし実行するならばありますので、それを先に持ってきて、時間をそちらのほうに先に割こうということで、議事は大きな(3)その他まで、上に報告書と少し違うものを持ってこさせていただきます。

では、配付資料の確認を。事務局、お願いいいたします。

事務局 では、配付資料の確認をさせていただきます。とじてある順番で行きます。まず、今日の式次第の後が資料1「平成23年度『協働推進基金』NPO活動資金助成実施要領」の案になっております。その次にカラー刷りのチラシが1枚ございまして、これが「新宿区NPO活動資金助成の申請を検討されている方等へ」ということで、講演会と助成金獲得講座のお知らせのチラシになっております。

続きまして、資料2「協働事業評価書」。これは①がほっと安心地域ひろば、②が思春期の子育て支援事業ということで、二つの事業が一つづりになったものになっております。

続きまして、資料3「協働事業評価の課題(案)」で、これは委員のほうに事前に配付させていただいた資料を若干アレンジしたのになっておりますので、今回また新たに資料3としてお配りしております。

それから、資料4が「平成22年度新宿区協働事業評価報告書(案)」になっております。

あと続きまして、22年度の支援会議の開催予定と実施経過の一覧です。

それからお知らせなのですけれども、市民とNPOの交流サロンということで、1月31日月曜日の夜ですが、「路地を見直すことから日本のまちづくりを考える!」ということ

で、語り手が全国路地のまち連絡協議会が行いますサロンのチラシになっております。配付資料は以上になります。

久塚座長 今、事務局からあったように一つだけ事前配付のものを入れかえさせてもらったのですが、それについてはこの議事に移ったときにまた説明をさせていただきます。

これ、皆さん、そろっていますかね、資料は大丈夫ですかね。

事務局 あと、すみません。事前配付資料で評価コメントをまとめたシート、「働く人のメンタルヘルス」と「高次脳機能障害者支援協働事業」の分を送らせていただいたのですが、本日も持ちいただいていますでしょうか。

各委員 はい。

事務局 では、大丈夫です。

久塚座長 では、議事の第1番目、平成23年度「協働推進基金」NPO活動資金助成、お手元の資料1をご参照いただきながら内容と少し変わった点、変えようとしている点がありますので、事務局、お願いします。

事務局 では、主に資料1を用いましてお話をさせていただきます。今回協働事業評価会という場で、評価報告書の取りまとめ等を行う場であるのですが、実はこの協働推進基金のNPO活動資金助成について、23年度に制度改正をしようという部分がございます。そのためには協働推進基金条例の施行規則の改正が必要になってくるということで、2月の中旬にはその改正案を上げなければいけないという手続的なものがありまして、それで改正をするのであれば、本日皆さんのご了解を得たいということで、本日議題の1番に入れさせていただいてご審議をいただくものになっております。

前回のご説明の部分と重複するのですが、平成22年度に入りましてこのNPO活動資金助成、申請件数がなかなか伸びなかったというような、低迷という状況を受けまして、昨年6月に協働支援会議で三つ、事務局のほうから改正の提案という形で上げさせていただきました。

おおむねそのときに方向性についてはご了解をいただいたところなのですが、確認させていただきますと、一つ目は今回の要領（案）のほうに盛り込ませていただきました助成率と助成限度額の改正の提案。それから、二つ目は、協働支援会議委員による講演の前倒し実施ということで、これは本日皆様のお手元にチラシを配付させていただいております。

「NPO活動資金助成審査員の講演会と助成金獲得講座～演習編」ということで、2月4日と8日に伊藤委員と宇都木委員にご登壇をいただきまして、NPO活動資金助成につい

て、こういった活用方法をしたらいいかというような講演会を行っていただく。

それから、個別相談という事務局案を上げていたのですが、これにかえる形で、助成金獲得講座ということで、2月19日に東京ボランティア・市民活動センターの講師をお招きしまして、このNPO活動資金助成の申請書の様式を用いて書き方の演習講座を開催させていただくということで、二つ目として事務局のほうで6月に上げたご提案についてはこれで実現をしたという形になっております。

それから、三つ目のご提案としましては、助成対象団体を拡大してはどうかという改正案を提案させていただいたところなのですが、これについては事務局のほうで区内にどういった社会貢献活動団体があるのかとか、それから登録NPO制度というのが新宿区に登録をしたことによって、地域センターの優先利用が得られるというようなメリットも一方であります。そういったところをいろいろかんがみまして検討した結果、やはり対象とする要件ですとか、こういった制度にしていくかという変更点については十分な検討と議論が必要だろうということで、平成23年度の実現ということはちょっと延期をいたしまして、平成24年度以降の実現ということで、また皆様にお諮りして検討をしていきたいというふうに考えております。

23年度につきましては、先ほど上げました三つの事務局提案の中からの一つ目ということで助成額と率の改定について、その部分だけ先行して実施させていただきたいというふうに提案をさせていただきます。

資料1の2ページ目のところに具体的な内容がございますが、3番のところに「助成額」というものがあります。こちらの案としましては、NPO活動資金助成につきましては、これまで助成対象事業費の2分の1だったのですが、これを助成対象事業費の3分の2に引き上げる。

それから、22年度に新設しました新事業立上げ助成については、これまで上限30万円という限度額だったのですが、これを50万円に拡大するというような内容で案をつくっております。

本日はこちらの助成率、額の引き上げの是非ということと、それから今回23年度の実施要領（案）を提示させていただいておりますので、この要領（案）全般に関すること、それからもう一つ大きいのがスケジュールなのですが、この資料1の4ページ目以降10番のところになってくるとは思います。NPO活動資金助成の日程ということで、説明会の開催日、助成申請受付期間、一次選考の日取り、それから公開プレゼンテーションの日

取りというような形で上げさせていただいておりますので、このスケジュールでよろしいかどうかというところを皆様にご検討いただきたいと思っております。

それで、第一次審査の書類選考なのですが、5月9日の月曜日という形で案をつくらせていただいています。昨年度のカレンダーに今年度の状況を当てはめると、5月6日の金曜日がその一次選考の日というふうになるところなのですが、連休の谷間になってしまいますので、連休明けの5月9日の月曜日でいかがかということで案を上げさせていただいております。

実はその後の二次審査の公開プレゼンテーションなのですが、今、5月19日の木曜日ということで書かせていただいているところなのですが、5月9日に書類選考をする関係で二次審査を去年と同じ日取りで実施しますとかなり期間が短くなってしまいうことで、団体側のプレゼンテーションの準備ですとか、それから公開プレゼンテーションを実施するので、一般の区民の方にご参加をいただけるようにということで周知期間を設けているのですが、やや周知期間が短くなってしまいうようなこともありますので、先ほど座長ともご相談をさせていただいたのですが、この5月19日木曜日の公開プレゼンテーションの実施日を、5月23日月曜日の日に変更というふうな形でいかがかということで、追加で提案をさせていただきます。

そういうことで額と率の改正と、この要領全般に関するお話と、スケジュールについて皆様にご検討いただければと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

久塚座長 4ページ目、最後のご説明の日程のところですがけれども、事務局から説明があったように、お示しいただいた案は5月6日の金曜日になっていたのです、打ち合わせの段階で。カレンダーを見ると今年の4月、5月の連休というのはすごい、もう頑張って1日、2日間休むと2週間打ち抜きのような形になっているのですが、その間に入れるというのは余りにも余りなので、もう全部終わった後にしませんかということで5月9日。それとの関係で、やっぱり19日は厳しくなりそうなので、23日月曜日というふうにした次第です。

日程についてはよろしいですか。

では、ほかの改定なのですがけれども、どこまでこの活動資金助成について対象団体を広げるかということについては、提案であったものについてはもうちょっと後ろ向きという話ではなくて、整理しなければいけない事柄が随分出てきていますので、当初予想し

たとおりなのですが、もう少し皆さん方と相談させていただく時間を設けるということで、23年度実施は見送るとというのが一つの提案と、それから助成額についてですね。2分の1を3分の2、そして新事業立上げ助成については、30万円を50万円に横並びにするという改定をしたい。この会議の結論を得て規則を変える手続に入っていくということになりますので、この点についてはよろしいでしょうか。昨年6月にお話をさせていただいたことが結論の中身になっています。

では、ご了承を得たということで、事務局のほうには必要な手続を以後とっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。

久塚座長 それから、カラー刷りのほうなのですが、伊藤委員と宇都木委員には忙しいときに申しわけありませんけれども、2月4日と2月8日に「助成金活動による事業展開」というタイトルと、それから「これから求められるNPO活動」ということで、講演をさせていただくことになりました。ご協力ありがとうございます。

それが少し前倒しにされたことによって、NPOと事務局などが話し合いをする時間ができて助成に結びつくように、さらに獲得講座を設けることによって申請書を上手に書けるようにというふうに工夫をしてみました。どのような効果がすぐあらわれるかはわかりませんが、お二人の委員にはご協力いただいて本当にありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

事務局 よろしくをお願いします。

久塚座長 各種の書類はやっぱり書くのはそれほど難しいことではないのですが、2週間前ぐらいから準備を、書き始めるといいのですけれども、どうしても2日前ぐらいから書いてしまうものでよく書けたものと書けていないものと一目瞭然みたいになってしまうので、そこでハンディをつけるよりは、いろいろなことになれていただくことによって実際の中身の審査にかかれるような形をとろうということで講座をつくっている次第です。これもよろしくお願ひしておきたいと思います。

では、第1の議題については終わりました、二つ目の議題に入りたいと思います。これが本来なら上に持ってきていたものなのですが、二つ目に移させていただきました。中身は三つあるのですが、協働事業評価報告書の作成というものの中にコメントのまとめとコメントの決定、それから課題ということになります。事務局のほうから説明ありますか。では、お願いします。

事務局 まず、評価コメントのまとめということで、前回の会議で評価点を決めた2事業についてのコメントの内容の作成をしていくようになります。「働く人のメンタルヘルス」と「高次脳機能障害者支援協働事業」の分で、事前配付資料Ⅰを使います。

宇都木委員 どこが変わったのですか、それがわからない。

事務局 これは変わっていません。この2事業について、前回この委員会の中で評価点を幾つにするというのを決めていただいたので、その評価点に基づきましてコメントのほうを、評価に当たっての着眼点を踏まえてまとめさせていただいた事務局案になっております。本日はこれをたたき台といたしまして、コメントの文章のほうを完成させていくためのご意見をちょうだいしたいと思います。

久塚座長 これから一つずつ切ってやっていいですか。

事務局 はい。

久塚座長 では、事前に配付をさせていただいたものについてご意見がありましたら順次、「働く人のメンタルヘルス」を先にしますか。とりあえず順番にやっていきましょかね。何かお気づきの点、ございますか。

竹内委員 特にはないです。

久塚座長 後のほうでまたあるかなと思って、今のところ抑えておいて、後にたくさん出てきそうな気がするのだけど、ないということであればそれを尊重させていただきます。

よろしいですか。評価書を含めてなのですけど、やっぱり特に高次脳機能障害者支援協働事業、高次脳機能障害はあまり知られていなくて、もともとは慶応大学の医学部が見つけたものです。精神医学の中で言うと、日本はドイツとかアメリカを引き入れたものであると言われるのですが、この部分については日本独特のものがあるというふうに聞いております部分にかかるものです。非常に珍しいというか、これについてのものというのはユニークなものだろうというふうに思います。

宇都木委員 結構いるのだよね。

久塚座長 そうなのです。このプレゼンテーションでもあったかと思うのですが、日常生活でなかなか気がつかないところで二つの情報を同時に出す。例えば緑色のペーパーに黄色と書いていて、書かれた文字のほうを指摘しなさいというようなことが非常に難しい方がおられる。

これは英語圏だと色は黄色であって、書かれているのは例えばグリーンとか何とかなってしまうと字数が多くなって、情報としてパラレルなものではないので、日本だと漢字

1文字でというのと、紙の色という単純なものを同時に出して片一方だけ指摘させるというテストはやりやすいらしいのです。というようなことを専門家が言うておりましたけど、それだけ気づかれない、なかなか気づきにくくて、どこに何があるのだろうかというものの中から見つけ出されていった障害の一つというふうに言われています。

宇都木委員 事故だけではなくて、若いのに何かの拍子でという感じはするよね。

久塚座長 そうそうそう、はい。

宇都木委員 私の友人の関係者も、大学生になってわかった。

久塚座長 ええ、そうなのです。中・高生だと極端な言い方をすると、ちょっと勉強に難があるかなというようなところでしか見えなくて、入学試験の勉強を一生懸命やったらみたいな話で気がつかなかったのが、大きくなってきたときにそういう話がないところでも、あれっと思うことがあることの中から、ああ、そういうことなのかということがあろうですね。私も細かいことはよくわかりませんが。

宇都木委員 あれもかわいそうだね。事故なんかだったら、ある意味では原因がわかっているけどね。

竹内委員 高次脳機能障害者支援協働事業のほうでもいいのですか。

久塚座長 では、二つ目に移りたいと思います。どうぞ。

竹内委員 ちょっと文面だけなのですが、1ページ目の2番の一番頭なのですが、「高次脳機能障害者及びその家族の生活実態と潜在的ニーズの把握や先駆的な区民サービスの広がり」と文章があるのですが、その最初の「生活実態と」と「潜在的ニーズの把握や先駆的な区民サービス」というつながりが何となくつながらないような気がするのですが。

文章ですね。「生活実態と潜在的ニーズの把握」というのに違和感を感じるのです。

久塚座長 何か竹内委員、いい文章というか。

竹内委員 これ、もともとは「生活実態と支援策の把握や」になっていたのです、ここ。「把握や先駆的な区民ニーズ」、そういうふうになっていたんで、この「実態」という言葉と「把握」という言葉のつながりが何となくつながらないような気がするのです。

伊藤委員 生活実態とニーズの両方を把握するのでしょうか。その生活実態と潜在的ニーズはどんなのというと、障害者自体とその家族のことなのだよ。そうすると、文章的には別に何でもないので。

竹内委員 生活実態と潜在的ニーズ。

伊藤委員 その障害者と家族が何を求めているかを引き出すと。

久塚座長 何か少し手直ししたほうが、案を出して。

竹内委員 生活実態と潜在的ニーズって全く違うものなのですか、そこがちょっとよくわからなくて。

伊藤委員 実態とニーズは違う。実態はこういう静態的なもので。ニーズというのが動態的なものだよ、人が何を望んでいるか、こんなことをしてほしい、それからこういうふうに行行政はやってほしいだとか。だから、これは全く実態とニーズは違う。

久塚座長 文法的には両方とも把握はできるという形にはなるのです。

竹内委員 いいです、それ取り下げます。ちょっと気になっただけなのです。

久塚座長 竹内委員は、別にこだわっているわけではないのですけれども、生活実態を把握するというのと潜在的ニーズの把握というような。

竹内委員 ああ、そうですね。どっちかというところですね。くっつけてしまっているもので何となく。

久塚座長 だから、生活実態というのが1個切れているように見えるのですよね。

竹内委員 うん、そうです。

久塚座長 独立しているように見えていることが気にかかるのですよね。だから、家族の生活実態というのがあって、潜在的ニーズの把握というのがまた独立したもののようにイメージが。

伊藤委員 アンドでね。「と」のところで切るような、AプラスB。

久塚座長 のような気持ちではないかなと私は思っていたのです。

伊藤委員 (AプラスB) 把握ということね。今、竹内さんが言っているように「生活実態の把握」と入れても。

事務局 それとも、この「の」で切りますか。「高次脳機能障害者及びその家族の」で切って。

久塚座長 そうなのです、前のほうも並列して。

伊藤委員 そうだね。

久塚座長 ご本人とその家族というのにかかって、生活実態が1個前に引きずり出されるようなイメージがあるので。

竹内委員 ああ、そうですね。

久塚座長 前の二つと後ろの二つを分けて、後ろの二つが把握にひっかかってくるということの意味したいわけです。

竹内委員 うん。

久塚座長 こういうのは単純なほかの言葉に、英語とかに直させるとすぐ意味がわかってくる。

伊藤委員 これだとおぼろげな表現だ、日本語で言うと。何にでもとれるよ。

久塚座長 確かに。でも意味は確定したいので。

宇都木委員 だから、「及び」なんて言わないで、これは「障害者とその家族」とすればいい。「障害者とその家族の生活実態とともに支援を求める潜在的ニーズの把握」と、こうすれば丁寧なのだ。

伊藤委員 いいのではないですか。だれが読んでもわかる。

久塚座長 ちょっと音読していただけますか。

事務局 高次脳機能障害者とその家族の生活実態とともに支援を求める潜在的ニーズの把握や先駆的な区民サービスの広がり为目标としている設定は適切である。ちょっと長くなってしまいますね。

宇都木委員 説明をつければ長くなる。

久塚座長 多分、竹内委員の中に生活実態の中にはなかなかもう発見されていなくて見つけられないものがあるので、それが掘り起こされていない潜在的ニーズと同じことのようなイメージなのです。

竹内委員 そうです。

久塚座長 それで、伊藤さんが静態と動態と言ったので別のことのように今話題は振れているのだけど、むしろ生活実態というのは潜在的な、掘り起こされていないニーズがその中にあるのだよということをおっしゃりたいのだと思うのです。

竹内委員 そうです。

地域調整課長 では、こうしましょう。「高次脳機能障害者とその家族の生活実態及び支援にかかる潜在的ニーズの把握」で。

久塚座長 どっちかにひっかかるのではなくて、生活実態で1個切ると、それだけ独立して把握が難しいものになっているという意味合いは出てきますよね。特にアクセントをつければ、独立して把握は難しいことになっているということを表現できますので、そうしたいと思います。

事務局 はい。

久塚座長 ありがとうございます。では、1番、2番を含めて何かございますか。よ

ろしいですか。では、評価コメントのまとめ、その二つについては結論を得ましたので、そのようにさせていただきます。

的場委員 すみません。語尾の問題なのですが。2番目の総合評価のコメントで、下3段が全部最後が「図ってほしい」とか「構築して欲しい」「取り組んで欲しい」と「ほしい」が三つ続くのがちょっと気になってしまって。どこかを何か「望む」とか、語尾を変えていただければ何かきれいになるかなと思いました。

久塚座長 ほしいという文字で、内容としてはほしいというのをあらわしてもいい、いただきたいとかでもいい？

的場委員 その内容は全然あれなのですがけれども。

久塚座長 例えば最初の参加者の増加を図っていただきたい、あるいは。

伊藤委員 それを強くすると「すべきである」とかね。

地域調整課長 だから、強弱をつけたほうがいいのではないですか、何々してほしいというのと、何々していくべきであるとか。

久塚座長 そうすると、最初に参加者の増加、それからシステムの構築、一番最後はほしいですね、多分。

地域調整課長 そうですね。

久塚座長 その団体に引き続き改善に取り組んでいってくださいということなのだけど、主体となって事業を行うシステムの構築。

宇都木委員 構築を目指すことぐらいにしておいたほうがいいかな。

久塚座長 行政が主体となって事業を行うシステムの構築を望むぐらいに。

宇都木委員 目指すとかね。

久塚座長 システムの構築を目指す。

的場委員 もっと強く言ったほうが。

地域調整課長 「目指すべきである」にするか。

伊藤委員 目指すことが必要であるとかね。

宇都木委員 「さらに」は要らないのだ。「さらに」なんていいだろう。

久塚座長 「さらに」をとってよろしいでしょうか。

では、声がないのでとって。最初の「ほしい」のところ、是非この事業への参加者の増加を、是非と言うと何か気持ちが出てきてしまうので「重要である」の後、「この事業への参加者の増加を望む」。「さらに」をとって「構築すべきである」。主体となって事業を行う

システムの構築をなすべきである。で、三つ目が「ほしい」。

では事務局に読んでもらいます。

事務局 わかりました。3段落目から読みます。「NPOと区担当課は定期的及び適宜に話し合いを行い、課題・問題点の共有化を図っており、発展的な対策を実施している。今後この事業の成果を高めるためには、対象者の正確な人数とそこから出てくるニーズの把握が重要である。この事業への参加者の増加を望む。今回の事業を実施していく中で明らかになった課題・問題点を市民団体や地域社会をも巻き込んだ形で解決していく方向性を示すとともに当事者が主体となって事業を行うシステムの構築をなすべきである。

なお、区民サービスとしての費用対効果や社会的認知度の向上についても、引き続き改善に取り組んでいってほしい」という形です。

久塚座長 流れた、流れた。ちょっと二つ目の終わり方が、着地がよろっとしたけど。

地域調整課長 システムの構築が必要と思われるとか、そういう言い方はどうですか。

久塚座長 今、課長さんがピピッと揺れたのがわかりました。あとは事務局に。

事務局 システムの構築が必要と思われる。

久塚座長 途中で点がなくて、そのまんまずるずると行ってしまったので。体言止めで強い形にさせていただきますが、よろしいですか。

ご指摘どうもありがとうございました。少し長くなりましたけれども、2番目のアを終えて、2番目のイ、評価コメントの決定ということでここも二つありますが、事務局、お願いします。

事務局 評価コメントの決定のほうは、本日お配りしました資料2を使用いたします。

久塚座長 はい。

事務局 資料2の①がほんと安心地域ひろば、②が思春期の子育て支援事業になっております。こちらのほうは前回、先ほど行いました2事業のように前回の会議のときにコメントに修正を入れていただきましたので、それを反映させて文章をつくり上げていったものになっております。

修正を入れた箇所は赤字もしくは青字で示してある部分です。主な修正箇所について確認のために申し上げます。

赤字が修正を加えた部分で、青字はもともとあった文章を違う箇所に移動したのになっております。青字があるのが①の事業の4ページの下のところですよ。

久塚座長 よろしいですか。今、資料2を使っております。

事務局 では、資料2の1ページの1番、区民ニーズや課題のとらえ方のところで、2行目のところ。「この事業は、このような状況に加えて都営住宅の建替え等による他区からの移住者が多い戸山団地の現状を認識し、住民のニーズを適切に捉えている」というところなのですが、以前はここが「このような状況の中で建替え等による」ということで、いきなり「建替え等」というのが出てきたような感じがあるということで、そこに「都営住宅の」というのを加えております。

それに合わせまして、そのちょっと前に出てくる「特に都営住宅は」というところを「都営団地」という言い方をしていたのですが、ここも「住宅」に統一をさせていただきました。

続きまして、3ページの7番、当該事業実施における受益者の意見集約についてのところですが、こちらにつきましては下のほうに書いてある赤字のところ、「参加していない団地住民からも広く意見を集約し、住民を交えた検討を行う等によって、住民ニーズの事業への反映と住民の参加拡大を図ることができれば、今後の事業継続・拡大の方向性が出せるものと期待する」というのが、以前のときには「住民ニーズの事業への反映と住民参加の拡大、且つ、これからの事業継続についての方向性が出せるのではないか」というような言い方をしていたのですが、これは住民ニーズの事業への反映と住民参加の拡大を図ることによってその事業継続拡大の方向性が出せるということだという意見がございまして、そのように変えております。

続きまして、4ページの総合評価のところ、青字の部分です。この青字の部分が今、3段落目にある「なお」の前に入っていた文章だったので、これを文末のほうに移動しております。

久塚座長 以上ですね。

事務局 はい。

久塚座長 前回、最初のところは特に都営団地で、移動してきた方がそこに住んで、またもとのところに戻っていくというようなことをめぐっての議論が最初の四角であったので、それに合わせる形を四角の中に入れて、赤字部分の修正という形になっているということですね。

3ページ、4ページについては説明があったとおりののですが、4ページについては言えば、最終的にこういうふうになるように期待したいというのを最後の部分に持ってきたという形でまとめさせていただきました。

よろしいでしょうか。はい、では。

事務局 続いて、思春期の子育て支援事業のほうですが、こちらのほうは2ページの4番で、役割分担の決定方法についてですが、今、赤字で修正してあるのが最後のところ、「今後は、『地域での取り組み』をどのように展開していくかについての話し合いを行う必要がある」。こちらのほう、もともとの文章は、「今後は、『地域での取り組み』をどのように展開していくかについて話し合い、役割分担を早急に行う必要があるものとする」と書いていたのですが、もともとこちらが役割分担の決定方法について言っているところですので、この「役割分担を早急に行う必要があるものとする」というのを切っております。思春期については以上です。あと簡単な文言の修正です。

久塚座長 以上ですね。

では、これもよろしいですね。では、ウに移ってよろしいですか。

事務局 はい。資料3になります。本日、事前配付資料で委員にお持ちいただいているのですが、若干追加したものがありますので、資料3のほうをごらんいただければと思います。

久塚座長 よろしいでしょうか。では、お願いします。

事務局 資料3ですが、協働事業評価の課題について、各委員からお出しいただきました課題をもとに事務局案として作成したのになります。事前配付資料Ⅱということでもとめたものについては事前に委員のほうにお配りさせていただいたのですが、事前の座長との打ち合わせで、座長のほうからアドバイスをいただきまして、この各意見の末尾のところの小見出しを追加させていただいております。それが資料3になります。

事前配付資料からの内容の修正が2カ所ほどありますので、それをまず先にさせていただきます。まず、○の三つ目、「NPO等は協働事業の趣旨を十分理解し」の「趣旨」なのですが、漢字が主なほうの「主旨」だったので、趣の「趣旨」のほうに変更させていただいております。それから、○の四つ目、2行目のところ、「ベクトルを合わせる」で「を」が抜けておりましたので「を」を追加しております。以上です。

あと、こちらのほう、まとめるに当たっては同じような趣旨のことを述べているものについてはまとめましたので、それによって委員からいただきましたご意見について、委員が思って書いていただいたものと意味合いが違ってしまったところ等出てきていると思いますので、その辺のご指摘をいただきたいと思います。

久塚座長 事前にお送りさせていただいたものがあって、昨年度の報告書の部分と比べ

ると約2倍近くに量がなっていて、それで文字列が並んでいるだけの印象があったので、これは一番大事なところに近いのもったいないのではないかというお話を、少し文字を太くしたり、それぞれの丸の下のところ、要はこういうところについての課題であるというのをそれぞれつけようというふうにして、そのつけたものがふさわしいかどうか、考えてつけたのですけれども、ちょっとこれはというのがありましたらご指摘をしていただければということなのです。

これが入ったことによって、見出しを小見出しのように上につけるアイデアもあったのですが、上につけるとかなり縛りがきつくなるので、逆に文章化したものを前に出してきた、要はこういうことにかかわっているような文章、趣旨ですよということがわかっていただくぐらいにトーンを落とす形で、文章の最後に見出しのような形のものをつけさせていただきました。

それぞれ課題を出していただいたのですけれども、重なっているような形の表記もありますが、主には自分が書いたところを含めてここはこういう見出しとはちょっと違うとか、あるいはこういうふうにまとめたらというご意見がありましたらちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

伊藤委員 4ページの。下から2個目の○について、ちょっと意味がわからないところがあるのですけれども、「設けたが各委員からの指摘の様相になる場合があった」。どんな指摘なのか。多分これは悪い意味で使っていると思うのだけど、非難されるほうで。いい意味であれば別にいいと思うのだけど。ちょっと何か抜けているような気がする。そのために「相互の意見交換を増やし」とつながっているのでしょうか、多分。それを議論の場としたい。この指摘の様相にあるということが何か原因になっているから、これが悪いことだと思うのだ。その意味がちょっとわかりにくいかなとか。

宇都木委員 伊藤さんの言うことはそうだね。意見交換会というのは両方あっていいのだから。それは指摘もあれば評価もあれば。だから、何かただわけがわからない意見交換ではなくて、これはこうやったほうがいいのではないですかという指摘というのは必要なことだからね。

伊藤委員 いいのだね。

久塚座長 ご趣旨は、多分意見交換会の時間を設けたけれども、その時間を十分とっていなかったもので、お互いにうまくそれを重ねていくというよりは、結果として指摘をするところだけにとどまるような形に見えるところがあったというようなことを言いたいとい

うことではないですか。

宇都木委員 発展性がないというわけ？

久塚座長 いやいやいや。というよりは1時間あれば向こうからも答えて、こっちからも組み立てていくことができたのでしようがというような話ですよ。

宇都木委員 難しいのだよな。あまり親切に言うと、その事業に対する介入みたいになっちゃうといけないので。やっぱり制度設計にかかわるようなことは、趣旨と違うよというようなことは、言うべきことは言ったほうがいいのだよね、そういうのが出てくれば。

事務局 私のほうでまとめる際に委員から出された意見を受け取って感じたのは、意見交換会の時間を設けたのですけれども、やはりあまり団体と事業課のほうで活発に意見をおっしゃっているような感じでもなかったもので、そののところが言っているのかなと思っただけです。

久塚座長 実際には強く言うよりは、例えは変だけど向こうがこうまな板に乗っているようなイメージで、こちらがこうずっと聞いていて答える。向こうのNPOや事業課のほうからここはどうしたほうがよかったのですかねとか、さらにどうすればなりますかねというようなご発言が出てくると場面が変わって意見交換会らしくなったのだらうと思うのです。

事務局 そうですね。

久塚座長 その部分があまりなかったのではないかなという。だから、当委員会というだけのあれではなくて、やっぱり事業課とNPOのほうに、ヒアリングの対象として終わった後の意見交換会ですよというふうになったときには、積極的に向こうからの発言も求めるようなことがあっていいと思うのです。

だから、あの場所のつくり方としては、最初にヒアリングしますけれども、後のほうは意見交換というふうにしますので、事業課やNPOのほうからも委員に質問などしていただければ幸いですみたいなつくり方に少し持っていったほうがいいかもしれませんね。

事務局 そうですね。

久塚座長 意見交換と言っても内輪だけでという。だからこのヒアリングのときの意見交換のあり方についてはこの指摘のままだでもいいのではないですかね。まずいですか。私はいいいと思いますけど、指摘だから。

宇都木委員 これは意見交換会になっていないということをお願いわけでしょう、そういうことなのでしょう、趣旨は。

地域調整課長 だから、ずっとヒアリングのまま終わってしまったということだよな。

事務局 ヒアリングのような形で終わってしまった。あまり団体のほうから積極的に委員に対しての質問とかが出てこない。

地域調整課長 意見交換会の時間を設けたが十分に機能しなかったとか、そういう表現にしたらどうですか。

野口委員 ああ、そのほうがいい。十分に機能しなかった。ストレートだね。

伊藤委員 この文章が持っているのは、何かやり込めているという意味にとれてしまう。だから、嫌なのね。

地域調整課長 そう印象を受けてしまいます。

伊藤委員 指摘するだけで何だと思っんじゃないの、あなたたちこうじゃないのと。そういうニュアンスがあるということなのだよ、実態は違うのだけど。みなさん引き出すような質問を我々はしているのだけど。

宇都木委員 親切に話ししているのだけど、そうでもないのかな。

関口委員 では、課長さんがおっしゃったようにストレートに言ってしまったらどうでしょう。

久塚座長 わかりました。意外なところで。

事務局 でも、今年度実際に終わった後に事業課のほうにどうでしたと聞きに行ったのですけれども、今回のヒアリングは前年度までと違っていろいろなことが話せたので、すごく自分たちも勉強になったということも、いろいろ委員の方から教えていただくことも多くてというようなことを言っているところが多かったです。

伊藤委員 そこを入れてほしいよね、指摘じゃなくて、わかったことを。

久塚座長 ということは、課題として今年度の報告書には反映できないけど、事務局のほうから、後にNPOや事業課に問い合わせたのかというようなところを。

事務局 NPOには聞いていないですけど。

久塚座長 引っ張り上げて出したほうがいいのかもかもしれませんね。それが第三者評価の前段階になると思うので。事務局が今おっしゃったように、確かに同じ担当課がするにしても、2年、3年重ねていくうちにそちらも変わるから委員のほうも変わってきているのです、質問の仕方とかヒアリングの仕方が。

では、今の部分ですけれども。

宇都木委員 説教しているのではないよと言ってくればいいのだ。説教しているみた

いではまずい。

久塚座長 最初の2行のところをちょっと課長さん、どうですか。

地域調整課長 いや、十分に機能していなかったと言うとちょっと厳しいのかなという思いもありますけど。

宇都木委員 いや、意見交換の場を設けたけど、それが十分に消化されなかったぐらいにしといたらいいのではないですか。

地域調整課長 そうですね。

関口委員 消化も何か、あまりまとめていない表現ではないですか。

宇都木委員 一方的になってはまずいから。

久塚座長 だから、意見交換会としての機能が十分に果たされたかどうかは疑問であるみたいな形に。グレーの部分を。

野口委員 疑問であると。いいね。

宇都木委員 でなければ、意見交換会として機能が果たせなかったかどうか課題として検討を要するとか、何か少しえんきよくに。

久塚座長 3段構えぐらいですよ。

竹内委員 後ろのほうにやりたいことは書いてあるのですよね、協働の意義視点での意見交換を増やし、こういうことの場合にしたいという。

久塚座長 あまり用心するとはっきりしないからストレートのほうがいいのではないかな。では、伊藤委員。

伊藤委員 時間を設け、協働の意義視点での相互の意見交換を増やし、機能性、政策性あるコミュニティ形成や住民福祉の向上・住民自治推進に向けた事業の発展等につながる議論に向けての場とした。

久塚座長 課題の場としたい？

地域調整課長 した。

伊藤委員 したい。

宇都木委員 課題にしておけばいいのだ。

伊藤委員 課題だから。

宇都木委員 課題に。はい、異議なし。

事務局 「設け」だと、また新たに設けるような感じですよ。

宇都木委員 では、「設けたが」だよ。「設けたが」になっているじゃない。

久塚座長 いや、既に設けて、このようにうまく機能しなかったので、その設けた場をこのようにしたいという。

竹内委員 今まで意見交換会というのはなかったのですか。

宇都木委員 意見交換会の時間を設けたが、でいいじゃない。

事務局 ありませんでした。意見交換会は今年度からです。

久塚座長 ただ、仕掛けとして同じメンバーで、今から意見交換しますよというのをグループとこうならざるを得ないのです、急に発言の場があるわけではないので。

事務局 「設けた」で丸で切ってしまうと、それで協働の意義でのこういう場としたいにすれば。

伊藤委員 でも、やっぱり設けたが十分に機能しなかった。

宇都木委員 意見交換の時間を設けたのは、何かそういうふうにしたらいい。

竹内委員 意見交換の時間と評価の時間と別なんでしょう。

伊藤委員 別になっているのだけど流れ込んでしまっているから。

竹内委員 一緒になる。そこら辺があまりはっきりとわからなかったのです。

地域調整課長 峻別されていなかったのです。

事務局 間に休憩でもとればよかったですけど。

久塚座長 ただ、評価会というのは個人個人の評価で、またそれをまとめて結論を出すので、最初にヒアリングをやって、向こうからの質問もいいですよと両方にやる場を設けてということだったのですが、結局2段階で行くのであれば少し時間を長くするか、はっきり今から意見交換ということで、ヒアリングではなくてそちらからの発言も積極的にお願いしますというふうに変えることが必要だったのでしょうかね。

竹内委員 いや、私もちょっと個人的には初めてだったものだからよくわからなかったのですが、そのヒアリング自体が意見交換の場だと思っていたのです。だから、評価というのは協働することの意義を明確にする場所ですよと書いてあったので、要するにヒアリングも意見交換も同じというくり方を。

久塚座長 内容から行くとあまり区別できないですよ。ヒアリングというのは自分で評価するために聞くわけでしょう。

竹内委員 そうです。

久塚座長 今度は意見交換というのはお互いに要望を出して、よりよいものというのがメインだけれども、その意見交換の中にヒアリングを反映したものが当然入ってきて意見

交換していくことになるので、それは仕方がないですね。

皆さん、成案ができましたので。

地域調整課長 では、ちょっと少しやわらかい表現で、「意見交換会の時間を設けた」で切っちゃいます。「設けた」。その次「各委員から」のは切っちゃって、「今後も協働の意義視点での相互の意見交換を増やし、機能性、政策性あるコミュニティ形成や住民福祉の向上・住民自治推進に向けた事業への発展等につなげる議論の場としたい」と。

野口委員 いいのではないですか。

久塚座長 はい、では一つ終わりました。

的場委員 すみません、質問していいですか。事務局への質問になるのかな。3ページ目の(2)の提案制度についての最後の○で、「事業賛同者獲得のPR」というところで、「インターネット上で動画を配信する」というのと、あと4ページの最後にも「インターネットでのヒアリング公開」とあるのですけれども、それというのは現段階では系統的に可能なのですか。

事務局 今、区議会のほうはインターネット中継を行っているのですけれども、あれも特定の議場で、場所が決まっていてやっているから可能なのであって、例えばこの公開プレゼンのようにいつ、どこの会場がとれるかわからない状態で毎年やっているようなところだと厳しいのかなと、多分動画を録画して後で流すというのは可能になるかもしれないのですけれども。ライブというのは厳しいです。

的場委員 例えばニコニコ動画やユーストリームを使ってしまおうとかそういうのは難しいのですよね。

地域調整課長 区のホームページからすぐ見られるようにするということ？

事務局 区のホームページからでなくて、ですか。

的場委員 違うものを使って。規制があるのですよね、きっと。

地域調整課長 今のシステム上は無理ですよね。新たにシステムをつくっていかないといけないのです。

事務局 ええ。

伊藤委員 そこにすべてがアクセスするというのは不可能。

事務局 そうですね。

伊藤委員 だれもが持っているパソコンから見るとか、そういうことは不可能。

久塚座長 ただ、的場さんが質問したのは、無理なのですかねというところを、だけど、

こういう課題として上げられているので。

的場委員 そうですね。それは判ったうえで、そういうことを載せるのはどうなのでしょうかねという。

地域調整課長 我々が持っている区のホームページは、大もとのところは区政情報課とか、情報政策課のほうでシステム管理しています。ですから、そこの関係になってくるので、今の区のシステム上はまず無理なのです。ですから、それをもしやるとすれば、一定の経費をかけた上でシステム改正する必要があるということです。その場合費用対効果がどうかという観点も含めて考えていく必要があるかなと思うのです。

宇都木委員 ここだけではないものね。

地域調整課長 ええ。

久塚座長 この記述については。

地域調整課長 いいのではないですか、こういうご意見があったということで。こういうような審議会とか、あるいは会合などで、同じような意見が出たときにどうするのかというのも出てきますよね。

久塚座長 記述することは別にいいと。

事務局 ちなみに前年度も同じご意見を載せておりました。

関口委員 だから、的場さんがおっしゃった意見で、ユーストリームとかニコニコ動画というお話があったのですが、例えば国の新しい公共円卓会議や推進会議とかそういったところでは、内閣府がオフィシャルで持っている動画配信システムも使っているのですが、それとは別途ユーストリームという無料で使えるサービスを使って配信しているのです。

そういったことで、あれは一応断り書きとして、ユーストリームでの中継は内閣府の正式な動画配信ではありませんので一切責任は持ちませんみたいな断り書きを入れた上で、ある意味勝手にという意味ですよね。うまく民間のサービスを利用して配信しているという試みもあるので、区のオフィシャルの中継としてやるのがいろいろ手続的にも現状のシステムの的にもちょっと手間がかかるのであれば、そういった断りを入れて、新宿区内にもいろいろそういうメディアのサポートを行っているNPO法人さんもいっぱいありますので、そういうところとまさに協働してこの会議自体の公開性とか透明性を高めていくというのはありなんじゃないかなと思っているのではないですか。

久塚座長 確かに情報公開をさらに進めていったり、緊張感を持たせて会議をやるとい

うことは必要だから、規則上難しい、難しくないを含めて検討する必要はありますね。

宇都木委員 まあ、検討してもらおうよ、それでいいじゃない。

関口委員 この会議自体はともかく、そういったイベント、公開プレゼンテーションとか、あとヒアリングもいいのではないかなと思うのです。

宇都木委員 だからどこまでやるかというのは、やるとなったらどこまでやるかというのは改めて議論しないと。

関口委員 ええ、まあ、そうですね。

宇都木委員 それは何でもかんでもやればいいというものではないからな。だから、可能かどうかは投げられたほうの行政側がいろいろ検討することだろうから、それはそれでいいのではない。

久塚座長 確かに情報の公開の仕方とか、新しい公共性というようなことを考えたときに、この方法がいいかどうかは別として、やり方を含めて考えなければいけないことなのだけど、これはもうちょっと一般化したような意味での表現を含めて将来的には考えましょう。提案された方があまりにもこの部分だけを求めているような表現なので、どなたかはわかりませんが。より一般性のある形での議論に持って行って、これを具体的なバージョンにするかどうかというような話にできれば積極的でいいのではないかと思います。

宇都木委員 了解。

伊藤委員 はい。4ページの1つめの○のところ、「ヒアリング時の事業説明」、これがちょっと読みづらいというか、意味がわからないところがある。「資料や、写真、映像を用いるなど、分かりやすい説明をすることが望ましい」となっているのだけど、これはどこにかかるかわからない。多分こういうことを言っているのだと思うのだ、「映像を用いてわかりやすい説明をすることが望ましい」のだよね。「など」とやると、これを受ける動詞がないのだよね。「などして」だったらわかるけど。などだと名詞になっているからわからない、どこにかかるか。

宇都木委員 用いただよ。

伊藤委員 そういうこと。用いた説明なのだよ、手段なのだよ、これ。そういう断りをしないと。

宇都木委員 だけど、できるところとできないところがあるから。

久塚座長 でも、この文章に似たような文章はよく使うのですけどね、つくるのですけ

どね。結局そういうふうに詰められていると、「などして」にするのか、「などした」にするのかを含めて。

「など」というのは、これはいろいろな手段を使ってということですよ。

事務局 そうですね。

久塚座長 手前の「等」のほうは対象のほうだから、「いろいろな対象物がわかる資料、写真、映像などを用いるなどしてわかりやすい説明をしていくことが望ましい」のではないの。

伊藤委員 説明だけになりそう。

久塚座長 これは各種の事柄の評価、審査するときには必ずこういう言葉を使う。結局どっちか、どこかわからないという感じになってしまうのですけど。

宇都木委員 「など」が要るのなら、「映像などを用いたわかりやすい」。

野口委員 そうですね。

久塚座長 幾つか設けることで、ちょっと違ってくるのです。映像「など」を入れると、今度は映像などを用いるなどとまた出てきてしまう。

だから、それは用いるのはいろいろなものというジャンルのもう1個上の「など」なのです。複数のことを用いることなどしてとなる、まだほかの方法もあるけれども。方法の中の手段がその三つで。

野口委員 一応三つで表現されている。

久塚座長 でしょう？

事務局 はい、そうです。

久塚座長 お役所はときどきこう。結局複数になるのは何でしょうかという感じです。

地域調整課長 だから、「等」と使うときはこの「等」とは何なのだと、議会でも聞かれたことがあるのですよ。

久塚座長 そうですよ。

宇都木委員 そこがわからないからつけているのだよな。何が出てくるかわからないから。

地域調整課長 その他もろもろを「等」。

久塚座長 そう、物すごく大事なよ、これは。だから、宇都木さんが言ったのを入れないと、写真と映像と資料しかないのです、限定的な列挙みたいな、制限列挙みたいな。だから、そこに「など」を入れると、今度はそれを用いること以外の方法もあるという「な

ど」を入れる。

宇都木委員 そう、紙芝居も、等。幻灯も。

久塚座長 用いるのではなくて用意するだけも入ってくるからね、などと言うと。

宇都木委員 そう。まあ、いいじゃない。わかりやすい説明をしろと言うだけだから。だけど、これは親切に言っているだけの話なのでしょう。

久塚座長 はい。

宇都木委員 そうしないと、説明する側はちゃんと意思が伝わらないよと、ヒアリングをやるという意味を十分理解して審査会にわかりやすい説明をしたほうがいいよと。その工夫はこれからも続けたほうがいいよという意味でしょう、これは。

久塚座長 そうですね。結局NPOと事業担当課の相互の評価はそれであるのだけれども、こちらから見たときにその評価を今度はさらに対象にした評価をするわけで、非常に難しいことになってくるよということですよ。

今のところの文面はよろしいですか。映像を用いる、まあ、最後の「など」の後に「して」を入れるぐらいでいいでしょう。

伊藤委員 あと、「で」とかね、「などで分かりやすい説明をすることが望ましい」。

久塚座長 ほかにありませんか。はい、竹内委員。

竹内委員 1ページの提案事業の継続性のところの出だしの文章なのですが、「行政と市民による協働事業の目的は」とバーンと構えて、後ろに「仕組みができることである」と言うのですけれども、この言っていることの意味がとれないというか、あり方に対してこういうことであるというのでは何か提起にならないような気がするのです。

それと、ちょっと中身もよく読み取りにくいので、「事業実施の成果が地域社会に変化をもたらし、市民が事業当事者となって安心して生活できる地域社会を目指したまちづくり事業が取り組まれるような仕組みができることである」。

久塚座長 うん、ちょっとわからなくなっている。

竹内委員 これ、何を訴えたいか、ちょっと出てこないというか。

宇都木委員 こういうことじゃないの。協働事業は事業だけが目的ではなくて、そのことを通じて地域社会が、よりよいまちづくりができなかったら協働事業なんてやったってあまり意味がない。

竹内委員 それはわかります。

宇都木委員 当事者の自己満足になってしまうから。だから、そこはやっぱり協働事業

というのはそういうものだよという、地域社会の中にそういう変化が起きてくるような事業をやらないと、それは住みよいまちにならない。今のままでいいと言うのだったら提案なんか要らない。今のまちを少しでもよりよいまちにするためにこういう事業を地域社会の中で行ったらどうですかという提起なのだと思うのだ、提案する側は。

竹内委員 ああ、そうですね。だから、ここは評価の課題なのだから、そうなっていませんよと言いたいわけですかね。

宇都木委員 だから、そういう視点でやらないと、だんだん採用される事業がなくなってきましたよということなのです。

竹内委員 ああ、そういうふうに後ろを締めくくってもらうといいと思うのです。

宇都木委員 これは僕が書いたのかな。私はそう思っているのだ。

竹内委員 はい、よくわかりますけど。

宇都木委員 採用される事業が少ないということはそういう提案がないということなので、そこに視点を置いた提案をすべきだと。

竹内委員 ああ、そういうふうに言って。その後ろのちょっと締めくくり方が。

宇都木委員 だから、それをあまり意味のない提案をするなというふうにとれないように書くには、そういう表現で少し遠回りかもしれない。

竹内委員 目的がではなくて、何だろう。「目的とするそういう仕組みができるように」としたほうがいいのか、何か「目的は」と来てしまっているから。

久塚座長 目的とするものはなのですね。

竹内委員 ああ、そうですね。

久塚座長 結局。最後に「仕組みができることである」だから、「目的としているものは」とか、「目的とするものを」という。

竹内委員 うん。

久塚座長 間も長いけど、何回か読むと通じるようには。通じるって大変失礼だけど、要はちょっと難しいなというのは2行目の「市民が」の後ですね、「市民が事業担当者となって安心して生活できる地域社会を目指したまちづくり事業が取り組まれるような」。

事務局 目指したまちづくりに取り組むような仕組みができる。

竹内委員 事業というのは。

地域調整課長 竹内委員がおっしゃるように主語と述語が必ずしも的確に対応していないところがあるのです。

竹内委員 そうなのです。

久塚座長 でも、特徴としては、ある名詞を形容するのが前に前にたくさん出てきていますよね。

竹内委員 そうそう。

久塚座長 多分上書きをしている段階で前に前にくっついていっているから、2行目も複雑になっているのです。2行目も「市民が事業当事者となって地域社会を目指したまちづくり事業が取り組まれるように仕組みをつくることである」ぐらいだったらいいけど、「安心して生活できる」が入っているのでややこしくなっている。だから、そこで一遍切ると理解はしやすい。

伊藤委員 いいですか。これ協働事業の目的と、協働事業のその目的を達成する仕組みと、目的と仕組みが二つこの中に入っているのだからね。目的とするものは何々、その目的を達成する仕組みは何々なのだよね。それが並列でずっと来ているからちょっと1回読んだだけではわからないというだけ。

久塚座長 ただ、伊藤委員の言うのはすごくわかるのですけれども、この主張は、目的としているところは、その仕組みができることが目的であって。

伊藤委員 じゃないのかね。

久塚座長 という主張もしているじゃない。

伊藤委員 そうかな、これ、そういうふうにも読める？

久塚座長 この事業当事者というのはあれでしょう、提案したところよりも広がって。

伊藤委員 区民。

久塚座長 そもそも提案したものが、その成果として市民一般、かわりがないような市民一般が提案されたような事柄について、人のことではなくて自分が当事者となって安心して生活できるようにということまで含んでいるのでしょうか。

宇都木委員 そういうことだよ。

地域調整課長 例えば「主体となって」とか、そういうふうには。

久塚座長 だから「事業」を入れると提案制度との関係で少し固定化するなというイメージがありますよね。

地域調整課長 だから、単に当事者と言うか、主体とか、その事業をとってしまうといいのではないかと思います。市民が主体となるとか、あるいは市民が当事者となってとか。

野口委員 市民が当事者となって。

宇都木委員 だから市民が当事者にして事業をとればいい。

地域調整課長 「事業」をとって。

竹内委員 この安心して生活できるというところは、本来の目的のところには暮らしやすい新宿区をつくと書いてあるのですけれども、この安心だけでいいのですか。一つだけとらえているのでしょうか。

久塚座長 いいんじゃない。

竹内委員 いいですか。目的とすると。

伊藤委員 安心、安全とか出てきちゃうからね。

竹内委員 もともとの目的のところには、多分区民が暮らしやすい新宿区をつくるという定義がされている。

竹内委員 そうすると、だからここは暮らしやすいになるのかな。協働事業の目的のところにそのような。

伊藤委員 そこから持ってくる。

竹内委員 ええ。

久塚座長 当事者となるわけだから、成果をもらうだけではなくて、当事者となって安心して生活できるというのは、結果的に暮らしやすいまちができるという。当事者となってというのは、この報告書、課題を書いた人たちの年代が何となくわかるような。なかなかこういう文面で当事者というのは、主体とか当事者というのはあまり出てこないような、独特の人が集まっているなみたいな。いいですか。当事者となって、文章は何を入れるのですか。

事務局 暮らしやすい地域社会を目指した。

伊藤委員 では、そうしましょう。

事務局 まちづくり事業の「事業」もとってしまっていていいですね。地域社会を目指したまちづくりに取り組むことができるような仕組みをつくっていく。

地域調整課長 取り組むことができるような仕組みができることであるとか。

久塚座長 かなりもわっとした感じになったけど、多分提案された方はもう少し事業自体に思いが、どの事業がどうこうと言うのではなくて、提案された事業というのは特別なものではなくて、その事業自体が市民が主体として生きるような仕組みに展開していくことですよというようなことのご趣旨なのでしょうけどね。

どなたがと言うことではなくて、今、委員会の案として出ているものですから、皆さん

方で直していただいたものを事務局でその3行をお願いします。できましたか。

事務局 今のところなのですけれども「行政と市民による協働事業が目的としていることは、事業実施の成果が地域社会に変化をもたらし、市民が当事者となって暮らしやすい地域社会を目指したまちづくりに取り組むことができるような仕組みをつくっていくことである」。

久塚座長 後ろのほうがちよっと長かったけど踏みとどまりましたよね。

野口委員 すっきりしたよ。

宇都木委員 これはいいのだけど、協働事業論というのはあまりいじらないで、そういう文章ならそういう文章で、これから協働事業の目的とは何かと出てきたら、それをそのまま当てはめられるような固定的な。

地域調整課長 一定のフレーズをつくっておきますかね。

野口委員 つくっておいたほうがいい。

久塚座長 そうですね、今から先は要る。委員の個人的なそれぞれの思いは大切なのですけど、公式文書に出てくるとき、あまり幅が広くないほうが。

宇都木委員 それをもとにして、これがそのどの部分でとかいうのは、それぞれの事業論で展開すればいいので、少し区民用にというか。

地域調整課長 この委員会として一応決めておきますかね。

宇都木委員 うん。いつもそういうことだよというのをちゃんと固定しておいたほうが。

野口委員 協働の目的定義。

伊藤委員 そうすれば、事業を評価するとき、そこに当てはめて。これはそういう仕組みになっているの？暮らしやすい地域社会ができるの？と言えるじゃない。

竹内委員 ただ、今きちっと決まっている目的、定義というのは、行政と区民及び地域活動団体が対等なパートナーシップのもとに社会資源を有効活用して、暮らしやすい新宿区をつくっていくことと決まっているのですよね、今、定義的には。

宇都木委員 それは、だから行政が定義しているもので。

竹内委員 行政というか、この協働事業。

宇都木委員 実際の協働事業を通じて、言い回しはいろいろ出てきていていいと思うけど、その幅をあまりぶれないようにある種の固定で、委員会が議論するときにはそういうものにしようとかという。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 行政は行政であったっていいと思うのです。

竹内委員 協働事業としてのそういう定義が今のところされているので。

宇都木委員 だけど、市民あるいは市民団体が加わってくる事業というのは、必ずしもその言い回しだけで入らないものだって、抽象的だから全部入るのだろうけど。

竹内委員 だから、成果について何かそういう決まりがあればいいのかもしれないね。もうここは成果で出しているのだから。実施成果はどうあるべきかみたいなのところですかね。

久塚座長 宇都木委員が言ったほうにしても竹内委員が言ったほうにしても、かなり抽象的なもので、それが具体的にその対象となるNPOというのほどこまでかという具体的なバージョンとして制度の中に生きてくるわけですよ。だから、将来に向けて制度をさらに変容させていこうというときに、幅が狭いと行き先が固定的になっちゃうし、幅が広いとどこにでも行ってしまうので、悩みがあるところです。

ただ、文章表現としてはあまりそれぞれの年度で異なる文言が出てこないようにしていたほうがよろしいなど。ただ、そうは言っても課題としてお忙しい中、ご協力をお願いしている委員の方々の意見というものを、あまり拘束しないような形でのことを考えると、文言自体もその協働のところもどういう縛りをつけるかというのは難しいことになってくるので、最終的には新宿区がつくっている制度ですので、それを広報しているやり方を念頭に置いて、ある程度の結論を出せるということ以上のことは言いにくいので固めましょう、何らかの形で。

竹内委員 ですから、ここの文章にある例えば「地域社会に変化をもたらし」とあるのですが、変化をもたらして何をすることかというのが、どういう変化なのかというのが見えないのですけど。

宇都木委員 それが事業論じゃないですか。この事業をやるとこういう変化が起きるだろう。その変化が起きることによってその地域社会がどう変わっていくか、あるいは暮らしやすい新宿区ができるのか、できないのか。現状ではないのだから。

久塚座長 だから、暮らしやすいというふうに言ったときに、今でも暮らしやすいのだけど、もっと暮らしやすいというようなことですよ。それで、変化というふうに言ったときには、協働事業を狭くとらえると、NPOなり行政の提案による事業ができるのだけれども、事業を実施するだけが目的ではなくて、その波及効果を考えると当然のように変化が起こってくるということです。

その変化したことの結果、提案したNPOだけではなくて区民一般がそれを主体として協議することができるような社会ができてくるというふうに、私自身のNPO法論はそれに近いような。

宇都木委員 今日やったやつで高次脳機能障害の人たちでも、その対象になっている人たちだけでやっていたのでは全然変化は起きないのです。地域社会がそれを支えようという広がりが出てきて区民の中に変化が起きてくるので。

竹内委員 ああ、わかりました。この変化をもたらすということは、後ろの文章とイコールということなのですね。そういうふうにとればいいのですね。

久塚座長 イコールというか、そうですね。

竹内委員 そういう変化という意味なのですね。ああ、そういうふうにひとつとれなかったものですから。

久塚座長 だから、現状についてはいろいろなことが日に日に起こっているけど、それで不十分なところで事業提案として価値がある。その価値を認めることの一つとして波及効果があるというようなことになってくるわけですよね。だから、竹内委員が言ったように地域社会に変化をもたらすというのは、最終的に仕組みができるということに結びつくというような話なのでしょうね。

竹内委員 そうですね。要するに市民が参加して社会をつくるということが変化ということなのですね。

久塚座長 今もうそうしているけど、そうでないところもたくさんあるので。

宇都木委員 いい方向に変わっていくというのだ。市民連帯が強まって市民同士の助け合い、支え合いが広がっていくことによって、高齢者で今まで閉じこもっていた人が市民同士の連携で支え合い、助け合いでお互いに困ったときはお互いさまとなるという。

久塚座長 まだ微妙なのだけど、竹内委員の言ったように変化の結果として仕組みができるということにとどまるのではなくて、玉突きみたいに流動的に常に動いているというのが変化をもたらしているところで、その結果の一つとして仕組みができるけれども、それはそこでとまるのではなくて、さらに次に波及していくという協働事業についての理解の仕方なのです。仕組みができたことがさらにまた次のことを動かし、NPOやそれを担う市民がそれに期待して生まれてきて、そしてそのことによって行政がまた動かされてというようなことの連続体としてとらえている。それが変化をもたらしている。

竹内委員 なかなかそこまで変化を読み取れない。素人には。

久塚座長 それは目には見えません。

宇都木委員 だけど、支え合い、助け合いに自分たちで少しでもお手伝いしたいという人と、お手伝いしてくれたらいいなという人が、両方がマッチングできて、今までは何もなかったのが、そういうことで市民連帯が強まって行って孤立化を防いだり、そういうことが起きてくるということはかなり広がってきているのです。あれなんかは明らかに地域社会の変化ですよ。

今までは個の責任だったやつを地域社会全体として、市民の連帯としてそういうまちづくりをしていこうということだから、出てきている変化は正しく評価をして、それに今度は子どもの問題をくっつけるとか、災害の問題がくっつくとか、市民運動としての連携が出てくるとかなり広がりを持ってくるから、特に都市部ではいいのではないですかね。

高齢者と子どもの問題を一緒にやろうというのが大分ふえてきているから、子どものデイサービスをやろう。障害者の子どもたちが施設から帰ってきても、お母さんとお父さんが働いているから、今度それを高齢者のデイサービスのところで一緒にやろうと、障害者の子どもたちのデイサービスと。

そういうのは、市民運動でなければなかなか発想にならないじゃない。行政に行ったら、これは障害者の問題、これは高齢者の問題というので全然つながらないじゃない。

的場委員 それはつながらない。

久塚座長 なかなか難しいの、この1ページの最初の○の3行というのは。要は変化が起きて、今までだめだったと思っていたような人たちや団体が、市民がいて、けどそのようなことを主体となってやってみたら何かができるのではないかというようなことで期待して動く、あるいはチャレンジしてみようというような仕組みができていくというようなのが3行あたりの「仕組みができる」ことの中に気持ちとしては入っている。

仕組みというのは、1行とか2行で行政の規則で書かれるというのが仕組みということではなくて、市民なりNPOなり行政なりが、ああ、ひよっとしたらできるかもしれないなと思って、今まであきらめていたものの中に心の変化とか動きの変化とかが起こってきて要求することであるとか、自分たちが主体でやることは悪いことではないのだという、そしてそれを支える仕組みができてくるということであれば、常に連続のように動く協働というのが望ましい形になるのではないかというのがこの3行だと。私の文章ではないですけど、読んだ限りはそうでないかなと。

伊藤委員 だけど、仕組みが一定できたからって、そこで終わりではない。そこからま

た出発点なのだ。

地域調整課長 そうそう。

伊藤委員 常にスパイラルアップしていくのだ。そういうような仕組み、社会になっていかないといけないということだ。

久塚座長 この委員会ではそれを理解してくださる方が多いとは思いますが、なかなかそれはそういうふうにはならない。

宇都木委員 もともとNPOなんかそういうことですからね。自分たちが、これはこうやったらきっとよくなるだろうと言って、狭い範囲だけ突っ込んでいくわけですから。そういうのがないと変化が起きていかない。

久塚座長 それが文章としては「取り組まれるような」というところに入っている。あきらめないでやってみようというようなことに、チャレンジが起こるような、みたいな文章なのですね。

宇都木委員 そうそう。市民運動の人たちはもともとそういうことで出発する人たちがたくさんいるから、そういう人たちからすれば、おれたちがやることによって少しでも変化が起きればみんな市民の生活に、あるいは市民連帯に役立つだろうと思ってやっているわけで、そういうものがきちんと地域社会に理解されて応援者が多く出てくると、やっぱりそのとき変化してくる。

久塚座長 それが運動とか動きだけじゃなくて、それをシステム化していくわけだから、仕組みができるというふうに。

宇都木委員 そう。少なくとも行政と市民との協働と言ったら仕組みをつくることではないと、市民運動だけ任せとけばいいというものではない。

伊藤委員 水平展開できないものね、仕組みがないと。それを持ってきて次のところでできるというものですよ。

久塚座長 そのことについてはいろんな考え方がありますので、何とも。

地域調整課長 座長、すみません。今の各委員の意見を踏まえて頭の3行については事務局一任ということによろしいでしょうか。

久塚座長 もちろん。

竹内委員 一番ポイントのところですので。

宇都木委員 協働事業論の核心に触れるところだから、やっぱり。

久塚座長 よろしいですか、そういうふうに。よろしくお願いします。

では、預かりという結論を出させていただいたので、もうしばらくお待ちください。

(2)のウに今行っているわけですが、一応その結論を得たと。残ったものはありませんが、得たというふうにさせていただきまして、(3)のほうに議題を移してよろしいでしょうか。

竹内委員 すみません、今のこの表記ですけど、後でつけた【提案事業の継続性】とかありますよね。これを見ると何か頭がそっちみたいに見えてしまので、場所をこれ、○の後ろにするとかできないですか。

久塚座長 丸の後ろにすると物すごく強いのです。

事務局 丸の後ろって一番最後？

竹内委員 最後の丸の後ろなのですけど。何か表題みたいに見えてしまて。

事務局 文章を左そろえにしているのを右そろえにすればいいのですかね。

野口委員 文章の末に持ってくればいいね。

久塚座長 間2行が入っているかのような感じにも見えるというか。

伊藤委員 まとめてみるとこういうことなのよということで。

久塚座長 はい、わかりました。本文の後ろに。そうさせていただきます。でも結構考えて、見出しのようなのをつけようと、もう文字だけが並んでいる。4ページできつかったの。

野口委員 わかりやすい。

久塚座長 では、3番のほうに移らせていただきます。その他ですけれども、最後の議題になりますがよろしくお願ひします。何かありましたか。

事務局 あと、もう一つ、資料4として全体の評価報告書に掲載する予定のものを全部盛り込んだものを案として提示させていただきます。本日修正の入ったところは適宜直していきますが、大体こんなイメージのものができ上がるということで考えていただければと思います。

宇都木委員 了解。

事務局 もうちょっとここは工夫が必要ではないかというようなところがありましたら、また早い時期にご指摘をいただければと思います。

久塚座長 大分これについては、間に紙を挟むとかいろいろなことをやってきましたので。

事務局 ちょっと若干罫線がうまく出なくて、一番頭のところの罫線が切れているとこ

るとかありますが、ここは適宜修正をしていきます。

関口委員 でも、去年より大分わかりやすい。

伊藤委員 もう関口さんから言われたら平気。

事務局 では次に、本日お配りしてあります支援会議の日程、スケジュールのほうになりますけれども、6回と7回の支援会議の日程が決まりましたので掲載をしております。

第6回が下から2段目なのですけれども、2月10日木曜日午後2時から4時を予定しております。

第6回は、NPO活動資金助成を23年3月頃から取りかかっていくようになりますので、NPO活動資金助成の方法の検討と、評価報告書の作成をする予定となっております。

あと、第7回の支援会議が3月17日木曜日午後2時から4時を予定しております。会場は第一分庁舎7階研修室Bです。協働事業提案制度の検討ができればと考えております。

久塚座長 重要なことは、それプラス先ほど一つ目の議題でありましたけど、事務局から説明していただいた中に5月9日、5月23日ということで、来年の審査スケジュールということのご提案だったのですが、実はこれは委員になった方の来年の日程という形にもなります。

その前に4月に区長への評価報告書をお渡しするという委員会もありますので、今日は今年度最後まで日程を確定させたのですけれども、追って来年度の日程も来るかもしれませんので、そこはよろしく願いいたします。皆さん、継続ですか。

地域調整課長 皆さん継続ということでよろしく願いします。

久塚座長 では、少し時間が余りましたけれども、これで本日の会議を閉じます。では、お疲れさまでした。これで終わります。

— 了 —